

# 特集 住民税

## ① 所得税と住民税(市・県民税)の税率が変わります

【税源移譲前の税率】			【税源移譲後の税率】		
課税所得金額	住民税(市・県民税)	所得税	課税所得金額	住民税(市・県民税)	所得税
200万円以下	5%	10%	195万円以下	10%	5%
330万円以下	10%		330万円以下		10%
700万円以下		20%			
900万円以下		23%			
1,800万円以下	13%	30%	1,800万円以下		33%
1,800万円超		37%	1,800万円超	40%	

▶ 実際にモデルケースで計算してみましょ

住民税・所得税ともに、税額の計算では、いきなり該当する課税所得の税率で計算するのではなく、課税所得を段階ごとに区分し、各々に対応する税率を掛けた額を合計します。

**(例) 住民税の課税所得<sup>(※1)</sup>が300万円の場合**

《税源移譲前》		《税源移譲後》	
○住民税	200万円までの部分 200万円×5%=100,000円 200万円～300万円の部分 (300万円-200万円)×10% =100,000円 均等割 4,000円 合計 <b>204,000円</b>	○住民税	300万円×10%=300,000円 調整控除 <sup>(※3)</sup> △2,500円 均等割 4,000円 合計 <b>301,500円</b>
○所得税	295万円 <sup>(※2)</sup> ×10% =295,000円	○所得税	195万円までの部分 195万円×5%=97,500円 195万円～295万円の部分 (295万円-195万円)×10% =100,000円 合計 <b>197,500円</b>
◎住民税と所得税の合計	<b>499,000円</b>	◎住民税と所得税の合計	<b>499,000円</b>

**合計額は変わりません**

※注1：課税所得とは、総所得金額－所得控除合計で計算したものです。総所得金額とは、事業所得、給与、年金など各種所得の合計額です(給与、年金は、それぞれの収入額から給与所得控除または年金控除を引いた額です)。所得控除合計とは、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、基礎控除などの合計額です。

※注2：住民税と所得税では所得控除額に差があるため、課税所得に最低5万円の差額が生じます(計算例では住民税の課税所得が300万円であるのに対して、所得税は295万円となっています)。扶養控除、障害者控除などがある人の場合は、この差額が大きくなります。

※注3：調整控除とは、住民税と所得税における課税所得の差額を調整するものです。



# (市・県民税)の改正

**② 定率減税が廃止されます** 平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

**所得税**  
平成19年1月分から廃止

**住民税**  
平成19年6月分から廃止

**③ 住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています**

平成17年1月1日現在、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人は、平成17年度まで非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

**経過措置**

- 平成19年度は、税額の3分の1を減額
- 平成20年度は、全額負担

**★税金豆知識★**

今回の税源移譲を伴う改正により、ほとんどの人は所得税が減り、その分住民税が増えることとなります。住民税について、今回変更のなかった部分も含め、改めてお知らせします。

**I. 住民税(市・県民税)とは?**

県に納める県民税と市に納める市民税を合わせて住民税と呼ばれています。

住民税は、税金を負担する能力のある人が一律の額を負担する均等割(4,000円)と、所得に応じて負担する所得割から構成されています。

**II. 住民税を納める人**

前年に一定額以上の所得がある人で、その年の1月1日現在に住所のある市町村において課税されます。

例えば1月2日以後に丸亀市を転出した人も丸亀市でその年度の住民税が課税されます。また、1月2日以後に亡くなった人もその年度は住民税が課税されます。

**III. 住民税がかからない人**

均等割、所得割ともにかからない人	均等割がかからない人	所得割がかからない人
①生活保護を受けている人 ②障害者、未成年人、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人	①扶養親族がない場合：前年の合計所得金額が28万円以下の人 ②扶養親族がいる場合：前年の合計所得金額が次の金額以下の人 28万円×(本人+扶養親族の数)+168,000円	①扶養親族がない場合：前年の合計所得金額が35万円以下の人 ②扶養親族がいる場合：前年の合計所得金額が次の金額以下の人 35万円×(本人+扶養親族の数)+320,000円

**★国民健康保険税2割軽減制度★**

国民健康保険税は、前年の所得に応じて均等割額と平等割額の一部(7割、5割、2割)を軽減する制度があります。このうち、2割軽減の適用を受ける場合のみ申請が必要となります。該当すると思われる世帯には申請書をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、市税務課へ提出してください。提出期限は8月31日(金)ですが、できるだけ6月中にお願いします。なお、期限までに提出しない場合は、2割軽減措置は受けられません。7割および5割軽減に該当する世帯の人は、申請の必要はありませんが、軽減を受けるためには加入者全員の所得の申告が必要です。平成18年中の申告をしていない人は、必ず6月中に申告をしてください。